

○ 令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書

この「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」(以下「源泉徴収に係る申告書」といいます。)は、「令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(以下「扶養控除等申告書」といいます。)に記載していない同一生計配偶者や扶養親族(以下、「同一生計配偶者等」といいます。)(※<sup>1</sup>)について、令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、定額減税額の計算に含める場合に勤務先に提出(※<sup>2</sup>)してください。

※1 扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者等のケースとしては、あなたの合計所得金額が900万円を超えると見込まれるため、同一生計配偶者について、扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者として記載していない場合を主に想定しています。

2 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに提出してください。

\* 申告書提出における留意事項 \*

- 1 扶養控除等申告書に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の計算に含まれていますので、この源泉徴収に係る申告書に記載して提出する必要はありません。
- 2 この源泉徴収に係る申告書に同一生計配偶者等を記載して提出した場合であっても、年末調整においてその同一生計配偶者等を定額減税額の計算に含める場合には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については扶養控除等申告書又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して、年末調整を行うときまでに勤務先に提出する必要があります。

**令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書**

所轄税務署長 〇〇	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ
税務署長 所在地(住所)	給与の支払者の法人番号 1   1   2   2   3   3   4   4   5   5   6   6   7   7	あなたの住所又は居所	山川 太郎 △△市〇〇町1-2-3

記載のしかたはこちら  
源泉徴収に係る申告書  
年末調整に係る申告書

～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

1

<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>【源泉徴収に係る申告書として使用】</b> …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。  <b>令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</b></p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けるときは、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>【年末調整に係る申告書として使用】</b> …年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。  <b>年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</b></p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象配偶者又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用様式)を使用して提出してください。</p> <p>※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください(この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。)</p>

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの口にチェックを付けてください。

2

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
ヤマカワ ハナコ	2   2   3   3   4   4   5   5   6   6   7   7	配偶者	56・10・5	△△市〇〇町1-2-3	<input checked="" type="checkbox"/>	200,000 円

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
ヤマカワ サブロー		子	明平大命 23・7・5	△△市〇〇町1-2-3	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円
山川 三郎	5   5   6   6   7   7   8   8   9   9   0   0		明平大命 ・		<input type="checkbox"/>	円
			明平大命 ・		<input type="checkbox"/>	円

1 「源泉徴収に係る申告書」として使用する旨を記載

<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>【源泉徴収に係る申告書として使用】</b> …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。  <b>令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</b></p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けるときは、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。</p>
-------------------------------------	---

令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、同一生計配偶者等を定額減税額の計算に含めるためにこの源泉徴収に係る申告書を提出する場合は「□」にチェックを記載します。

## 2 同一生計配偶者又は扶養親族の記載

○ 同一生計配偶者の氏名等							3	4
※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。								
1	2	氏名			生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
		ヤマカワ ハナコ			明大 56・10・5	△△市〇〇町1-2-3	<input checked="" type="checkbox"/>	200,000
	2 2 3 3	4 4	5 5	6 6	7 7			
		山川 花子			明大 56・10・5	△△市〇〇町1-2-3	<input checked="" type="checkbox"/>	200,000
	2 2 3 3	4 4	5 5	6 6	7 7			

  

○ 扶養親族の氏名等							3	4	
※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。									
1	2	氏名			続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
		ヤマカワ サブロー							
1		山川 三郎			子	明大 23・7・5	△△市〇〇町1-2-3	<input checked="" type="checkbox"/>	0
	5 5 6 6	7 7	8 8	9 9	0 0				
2									
3									

### ▶①同一生計配偶者又は扶養親族の氏名

同一生計配偶者等の氏名とフリガナを記載します。

※ 扶養控除等申告書に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については記載する必要はありません。

### ▶②個人番号

同一生計配偶者等の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、勤務先に確認してください。

### ▶③居住者に該当

同一生計配偶者等が居住者であることを確認してチェックを記載します。

※ 同一生計配偶者等が非居住者に該当する場合、その同一生計配偶者等は定額減税額の計算に含めることはできません。

### ▶④本年中の所得の見積額

同一生計配偶者等の令和6年中の合計所得金額の見積額を記載します。

※ 合計所得金額の見積額が48万円を超える場合、その同一生計配偶者等は定額減税額の計算に含めることはできません。

## ※申告書の記載に当たっての注意事項※

- 夫婦共働きの世帯のように、同じ世帯に所得者が2人以上いる場合は、次のとおりとなりますので、1人の同一生計配偶者や扶養親族の方について、あなたと他の所得者のそれぞれの申告書に重複して記載することのないよう注意してください。
  - あなたの同一生計配偶者が他の所得者の扶養親族にも該当する場合、重複してその同一生計配偶者を定額減税額の計算に含めることはできません（あなた又は他の所得者のいずれか1人の同一生計配偶者又は扶養親族に該当するものとして定額減税額の計算を行うこととなります）。
  - あなたの扶養親族が他の所得者の扶養親族にも該当する場合、重複してその扶養親族を定額減税額の計算に含めることはできません（あなた又は他の所得者のいずれか1人の扶養親族に該当するものとして定額減税額の計算を行うこととなります）。
  - 上記イ及びロの場合において、その同一生計配偶者等がどなたの同一生計配偶者や扶養親族として定額減税額の計算に含められるかは、扶養控除等申告書や源泉徴収に係る申告書に記載されたところなどによります。
 

また、その同一生計配偶者等を申告書等に記載して定額減税額の計算に含めた後でも、定額減税額の計算に含めないこととする申告書を提出することにより、別の方の定額減税額の計算にその同一生計配偶者等を含めることができるとなります。この場合は、あなたと他の所得者の両方が、その同一生計配偶者等を定額減税額の計算に含めることとする申告書等、又は含めないこととする申告書等を再度提出する必要があります。

なお、この変更に係る申告書等を、令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の支払日の後に提出した場合、この変更により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告によりそれぞれ精算されることとなります。
- 令和6年中にあなたの配偶者が死亡し、同年中にあなたが再婚した場合、定額減税額の計算に含めることができる同一生計配偶者は、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のいずれか1人に限られます。